

各 位

会 社 名 京阪神ビルディング株式会社 代表者名 代表取締役社長 中野健二郎 (コード番号8818 東証第一部) 問合せ先 専務取締役管理統括井上康隆 (TEL 06-6202-7333)

ストックオプション (新株予約権) に関するお知らせ

当社は、平成28年5月10日開催の取締役会において、平成28年6月21日開催予定の当社第93回定時株主総会終結時をもって役員退職慰労金を廃止し、代わりに、下記のとおり社外取締役以外の取締役および社外監査役以外の監査役に対するストックオプション(新株予約権)付与に関する議案を同定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

議案提案の理由

社外取締役以外の取締役および社外監査役以外の監査役に対し、株主重視の経営意識を高める目的で、ストックオプション(新株予約権)を報酬として割り当てることについてご承認をお願いするものであります。

2. ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類と数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数 (以下、「付与株式数」という。) は新株予約権1個当たり100株とする。

ただし、本議案の決議の日(以下、「決議日」という。)以降、当社が、当社普通株式の株式 分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または 株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株 未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の総数の上限は、社外取締役以外の取締役に対しては1,500個、社外監査役以外の監査役に対しては150個とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として取締役会において定める額とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間 新株予約権を割り当てる日の翌日から20年以内の範囲で、取締役会において定める。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した 日の翌日から 10 日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使できるものとする。その 他の新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

(8) その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会決議により決定する。

以 上